

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

コロナ禍の影響を受け様々な困難に直面した世帯に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点より、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円の現金を支給します。

【世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税世帯】

対象世帯 令和3年12月10日において世帯全員が令和3年度住民税均等割非課税である世帯

※住民税課税者の扶養親族のみで構成される世帯は除きます。

※令和3年12月11日以降に世帯分離しても別世帯としての対象にはなりません。

支給までの流れ ①支給案内と確認書を送付（令和4年3月上旬発送予定）

②確認書の返送（本人確認書類および振込先口座確認書類を添付のうえ）

③受取口座への振込（書類不備がなければ2週間以内に振込完了予定）

※確認書は、令和4年9月30日までにご返送ください。

【家計急変世帯】

対象世帯 コロナ禍の影響を受け、収入が減少し世帯全員の住民税均等割が非課税世帯と同様の事情であると認められる世帯

※コロナ禍の影響を受けて収入が減少したことが分かる書類を添えて申請して下さい。

支給までの流れ ①申請書の提出（申請期限：令和4年9月30日）

※世帯全員の収入が分かる書類を添付

②申請受付・支給要件の確認

※令和4年3月17日から市役所1階 多目的ホールにて受付開始予定

③支給決定通知の送付

④申請口座に振り込み（決定通知到着後2週間以内に振込完了予定）

問い合わせは 臨時特別給付金対策室（☎22-3401）へ